

---

プロジェクト 公正価値測定

項目 第 120 回専門委員会及び第 367 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 120 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 24 日開催）及び第 367 回企業会計基準委員会（2017 年 8 月 25 日開催）の審議で聞かれたコメント文案に対する主な意見をまとめている。

## 第 120 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

### （質問 2 公正価値測定の開示）

2. 資料第 14 項の「公正価値測定に関して提供されている他社情報は、作成者としても他社事例として参考としており有用であるとした。」との意見は、投資家としての有用性ではなく本情報要請の趣旨とは異なるため、削除すべきではないか。  
→ 検討させていただきたい。
3. 資料第 15 項のレベル 3 に関する詳細な開示の有用性を疑問視している意見の方が多数派であり、同第 14 項の有用であるとの意見よりも上に記載されるべきである。また、バランスシート全体の中でレベル 3 の割合は低いにもかかわらず詳細な開示が求められることは、例えば引当金などと比べるとバランスを欠くように思われる。IFRS の他の開示や規制上の開示で入手可能な情報もあるため、開示の全体の中でバランスを図るべきである。  
→ 利用者へのアウトリーチでは、主に証券化商品やデリバティブなど評価技法やインプットにより測定結果が変わり得る商品については、レベル 3 に関する開示は有用であるとのコメントをいただいている。順序は、利用者からのコメントも踏まえ、考えたい。
4. 金融危機などにおける教訓から、確度の低い公正価値について詳細な開示が求められるようになったものであり、こうした情報は利用者の立場からは有用である。

### （質問 3 レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け）

5. 資料第 28 項のマイノリティー出資にかかる個別事例に関する意見は、コントロール・プレミアムが生じやすいケースに書き換えた方が分かりやすいのではないか。

6. 資料第 28 項の論点としては、そもそも、コントロール・プレミアムがあるような株式を（取得原価などではなく）公正価値で評価することが適切かといったそもそも論の問題があるのではないか。

→（他の専門委員より）公正価値評価の対象範囲については、資料第 29 項に記載されているため、こちらの記述を工夫することも考えられる。

→ 検討させていただきたい。

**（質問 8 その他の事項）**

7. 資料第 54 項の、インプットだけでなく評価技法の成熟度も公正価値ヒエラルキーの決定に考慮すべきではないかという意見は、どのように解釈すればよいか。観察不可能なインプットであっても評価技法が成熟していればレベル 2 というのか、それとも、観察可能なインプットであっても評価技法が成熟していなければレベル 3 というのか。

→（複数の専門委員より）後者が妥当と考えられる。

**第 367 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

**（質問 2 公正価値測定の開示）**

8. 資料第 15 項の「公正価値測定に関して提供されている他社情報は、作成者としても他社事例として参考としており有用であるとした。」を削除すべきとの専門委員会での意見に賛同する。
9. 専門委員会での、資料第 16 項のレベル 3 に関する詳細な開示の有用性を疑問視している意見の方が多数派であり、同第 15 項の有用であるとの意見よりも上に記載されるべきである、との意見に賛同する。

**（質問 5 公正価値に要求される判断の適用）**

10. 市場が活発かどうかの判断において、資料第 36 項及び同第 37 項で示されているように、作成者によって意見が分かれている。例えば、判断が困難ではないとしている資料第 37 項の作成者は新興国市場での活動規模が小さいといったような、作成者の特性によって意見が分かれるものなのか。そうした背景が分かれば、より有益なコメントとなるかもしれない。
11. 市場が活発かどうかの判断において、資料第 36 項及び同第 37 項は平時の議論である一方で、同第 38 項は金融危機時の議論である。そうした違いが際立つような記

述にしてはどうか。資料第 38 項の金融危機時のコメントは、公認会計士協会からのコメントと認識している。公認会計士協会の議論では、危機時であることがより強調されていた。

12. パラグラフの順序は、第 37 項、第 36 項、第 38 項がよいのではないか。ただし、この順序だと、困難がないことを強調することになるかもしれないが。

**(質問 6A 生物資産の公正価値測定に関する教育)**

13. IAS 第 41 号の生物資産の公正価値測定について、果実生成型植物は公正価値測定の対象外になったとの認識である。一方で、果実生成型植物に類似した養殖中の魚は、明らかに信頼できない場合でない限り依然 FVPL の対象とされている。養殖中の魚に対して、数年後の出荷までの成長率・生存率や出荷時の相場を正確に見積もることは困難であるため、出荷時の実際の収益とずれが生じる可能性が高く、財務報告の信頼性を低下させていると感じている。本来的には、FVOCI や原価で評価することが妥当と思われる。明らかに信頼できない場合でない限り FVPL にするという点につきガイダンスが必要である。この点も、情報要請に盛り込むか検討していただきたい。

→ 検討させていただきたい。

**(全体的なコメント)**

14. 今回の情報要請への対応は、ASBJ の意見ではなくアウトリーチで聞かれた意見を伝えるものと位置づけられている。また、情報要請の対象は IFRS 第 13 号に限られたものである。しかしながら、レベル別開示の有用性や、生物資産及び株式など、そもそも公正価値測定の対象範囲が広すぎることについて、ASBJ の意見としてコメントしてはどうか。

→ 資料第 29 項のマイノリティー出資にかかる個別事例は、当初認識時の公正価値測定として、必ずしも P×Q を用いず取引価格を用いることも可能とすべきではないかというものであり、公正価値測定の対象範囲の議論ではないことを申し添えたい。

→ ASBJ として意見するとなると、ASBJ 内で合意形成が必要であり、限られた時間内には難しいのではないか。

以 上